令和７年12月29日

お客さま各位

大分県信用組合

手数料新設のお知らせ

平素より大分県信用組合へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
当組合では、令和８年２月２日（月）より、手数料の新設を実施いたします。
ご利用いただくお客さまには、ご負担をいただくこととなりますが、今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．新設内容

（１）破産管財人等特殊口座開設手数料

①対象となる口座

・破産管財人口座
・相続財産清算人口座
・相続財産管理人口座
・不在者財産管理人口座

※既存の口座から上記口座へ名義変更する場合も対象とします。

②手数料金額

口座開設１件あたり11,000円（消費税込）
なお、口座開設時は従来通り、所定の審査がありますので、ご了承ください。
詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

（２）監査法人向けの残高証明書発行手数料

監査法人向けの残高証明書発行時に１通につき3,300円（消費税込）の手数料をいただきます。

（３）定額自動送金の新規（変更）受付手数料

定額自動送金の新規（変更）受付時に１回につき1,100円（消費税込）の手数料をいただきます。

２．新設日

令和８年２月２日（月）

以上

大分県信用組合